

「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」構成案

第6章 緊急時に関すること

(1) 緊急時の対応

- ①事故や災害等緊急事態が発生した場合、**主任または副主任**は速やかに必要な措置を講ずるとともに、市および保護者を含む関係者に対して緊急事態発生 の旨を通報すること。
- ②事故等が発生した場合、**市**は原因調査にあたること。
- ③**市**は、危機管理体制を構築するとともに対応マニュアルを作成し、職員の指 導および災害時の対応について随時訓練等を行うこと。
- ④**市**は、防火管理者を選任し、消防計画を策定すること。

(2) 臨時休所・閉所について

重大な災害等が生じ危険が見込まれる場合は、休所を原則とする。また児童 の安全や健康の確保が懸念される場合は、学校と連携しつつその度合いを勘案 し、休所の判断を行う。特に次の場合は、下記の通りとする。

- ①自然災害等による学校臨時休校日における開所については**市**が別途規定す る。
- ②インフルエンザ等感染症による学級閉鎖時においては、罹患児童は、登所し ないよう指導すること。(他の児童への感染を防ぐとともに、罹患児童の休 息の必要性のため)
- ③児童クラブ周辺で事故や事件が発生した場合、または発生する恐れがある 場合で、児童の安全確保の面からやむを得ないと判断される時は、休所とす る。登所後において、児童クラブ周辺での事故や事件が発生した場合には、 保護者や市及び関係機関と連携を取り、早急な降所等最善の方法をとること。

いずれの場合も、すでに登所済みの児童に対して降所を強制しないこととす る。

(3) 情報交換

市および主任・副主任は、児童の安全確保の観点から、近隣住民、保育所、 幼稚園、学校、駐在所・派出所等と、相互の情報交換に努めること。